関係市町村並びに他の保健医療-福祉サービスの提供主体との連携の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所又は施設名 | ××××ケアプランセンター |
| 申請するサービス種類 | 指定介護予防支援 |
| 措 置 の 概 要 |
| 1 .関係市町村との連携の内容( 1 )サービス提供前の受給資格の確認等利用者からの介護予防サービス・支援計画等の作成依頼があった場合、予め被保険者証により受給資格を確するとともに 認定審査未了者については、申請手続きを円滑に行えるよう市町村との連絡調整のもとで支援する。( 2 )介護予防サービス・支援計画の作成等利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が可能なようにプラン作成を行うとともに、介護給付等対象以外の保健医療、福祉サービスを含めた介護予防サービス・支援計画策定が可能なよう、日常より大阪市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。( 3 )利用者に関する通知正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わず要介護度を増進させる、又は偽りその他の不正行為により保険給付を受けた又は受けようとするものについては、遅滞なく市町村に通知する。( 4 )事故発生時の対応等利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村に連絡を行う。また、賠償すべき事故が発生した場合には、弁護士、保険会社に相談して損害賠償について検討2 ,他の保健医療-福祉サービスの提携主体との連携の内容( 1 )サービス提供困難時の対応通常の事業の実施地域等を勘案して、自らが適切な介護予防支援の提供が困難であると認められる場合には、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の適切な処置を行う。( 2 )指定居宅サービス事業者との連携提供されるサービスがサービス担当者会議での検討課題や介護予防サービス・支援計画に基づき、適切に提供されているかどうかの状況について、継続的な把握と評価を実施するようサービス事業者との連絡調整を行う。( 3 )介護保険施設との連携居宅において日常生活を営むことが困難な利用者に対して介護保険施設への入所が必要な場合の紹介、その他の便宜供与、又、施設から退所しようとする要支援者等が円滑に居宅での生活に移行できるよう介護予防サービス・支援計画を事前に作成する援助が行えるよう、介護保険施設との連絡調整を密に行う。( 4 )事故発生時の対応サービスの提供等により事故が発生した場合、適切な対処を行えるよう連絡調整体制を事業者との間で文面を取り交わす。 |